

ごみ処理基本計画
(中間見直し計画)

【概要版】

令和4年2月

十和田地域広域事務組合

目 次

第1章	基本的事項の整理	1
第1節	計画見直しの趣旨	1
第2節	計画の期間	1
第3節	計画見直しに至るまでの流れ	1
第4節	計画対象区域及び対象範囲	2
第5節	ごみ処理の広域的取組の推進	2
第2章	ごみ処理の現況及び課題	3
第1節	分別区分及び処理フロー	3
第2節	ごみの排出量及び性状	4
第3節	資源化量等	6
第4節	ごみ処理の実績	7
第5節	ごみ処理経費	7
第3章	課題の整理	8
第1節	当初計画の検証	8
第2節	ごみ処理の評価	11
第3節	課題の抽出	12
第4章	ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）	13
第1節	予測方法	13
第2節	将来人口	14
第3節	ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）	15
第5章	目標値の設定	17
第6章	ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）	18
第7章	ごみの排出抑制・資源化等の施策	20
第1節	基本方針	20
第2節	住民・事業者・行政（構成市町村及び組合）の役割	21
第8章	基本計画	24
第1節	将来のごみ分別区分	24
第2節	ごみの適正処理計画	25
第3節	ごみ処理施設の整備計画	25
第4節	その他の計画	26

第1章 基本的事項の整理

第1節 計画見直しの趣旨

十和田地域広域事務組合（以下、「組合」という。）では、組合を構成する十和田市・六戸町・おいらせ町・五戸町・新郷村の1市3町1村（以下、「構成市町村」という。）から発生するごみの収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しています。平成29年2月に計画期間を平成29年度～令和8年度（中間目標年度：令和3年度）としたごみ処理基本計画を策定しています。

本年度（令和3年度）に中間見直し年度を迎えており、これまでごみの排出抑制や資源化の推進等、資源循環の取組を推進してきましたが、廃棄物行政の状況も変化しています。こうした状況から当初計画の見直しを行います。

見直しにあたっては、当初計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や、各々の取組の進捗状況を把握し、それらを踏まえ見直し策定する「ごみ処理基本計画」では、循環型社会形成に向け、さらにごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方向性を定めるものです。

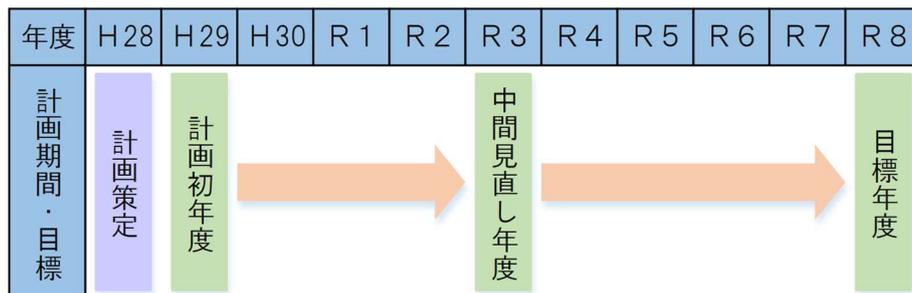


図1-1 当初計画（平成28年度策定）の計画期間

第2節 計画の期間

本計画は、平成28年度に策定した当初計画の中間見直しです（図1-1参照）。したがって、計画期間は、令和4年度～令和8年度の5か年とします。

第3節 計画見直しに至るまでの流れ

当初計画の見直しに至るまでの流れは、図1-2に示すとおりです。

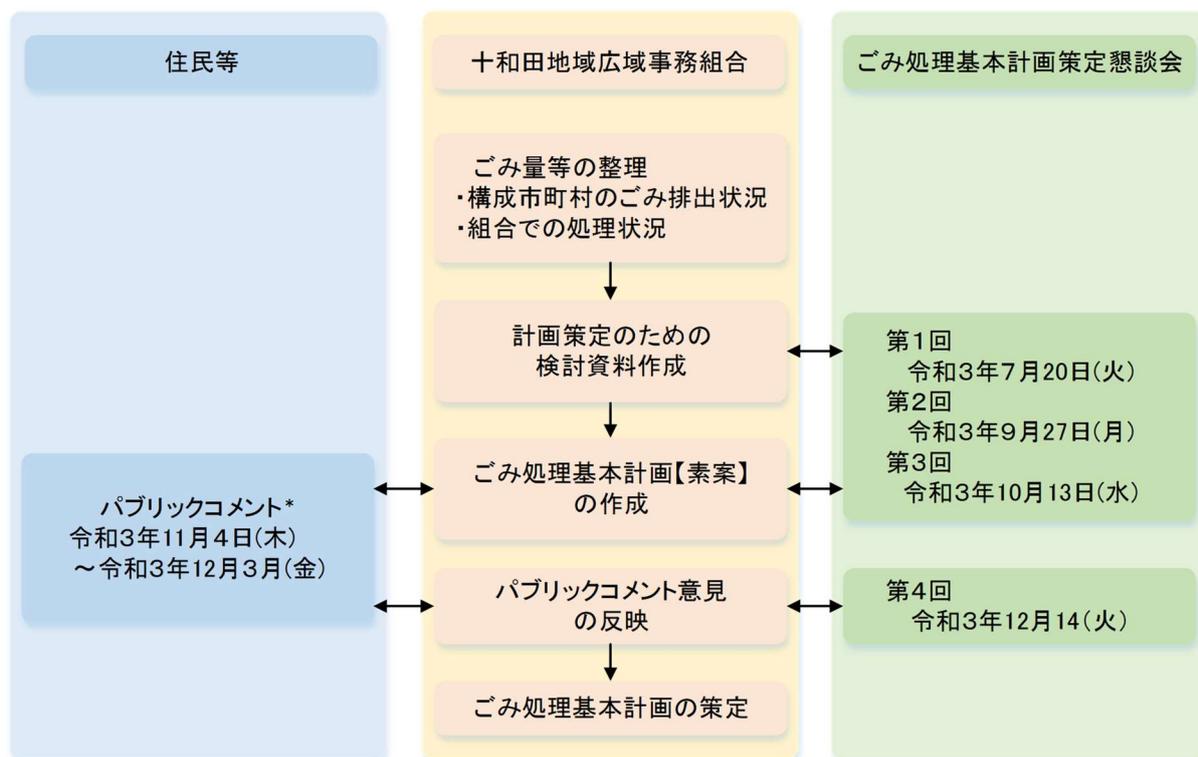


図1-2 計画見直しに至るまでの流れ

第4節 計画対象区域及び対象範囲

計画対象区域は、構成市町村全域とします。

計画対象範囲は、一般廃棄物のうち、ごみに関する事項です。

第5節 ごみ処理の広域的取組の推進

青森県では、令和3年3月に「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定しており、持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示しています。

■上十三広域ブロックにおけるごみ処理広域化・集約化に向けた方針

区域内に所在する4つの処理施設のうち、三沢市の施設は、令和5年度を目途に稼働開始予定となっていますが、それ以外の施設も、経年を考慮すると、今後順次改修や更新が必要となるという状況であり、各地区における改修や更新等の時期をとらえて、近隣地区の市町村等を加えながら、施設整備や運営主体のあり方まで含めた検討を順次開始することとします。

なお、広域化計画では中部上北地区の施設への集約化を計画していましたが、区域内の道路事情等や大規模災害時の処理能力確保等の観点も加えて検討することとします。

上記を踏まえ、各施設の改修や更新等の時期をとらえて、ブロック内の自治体等と協議し、施設整備や運営主体のあり方等の検討を行っていく必要があります。

第2章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 分別区分及び処理フロー

ごみの分別区分は、4種12分別となっています。

ごみ処理の流れは、図2-1に示すとおりです。

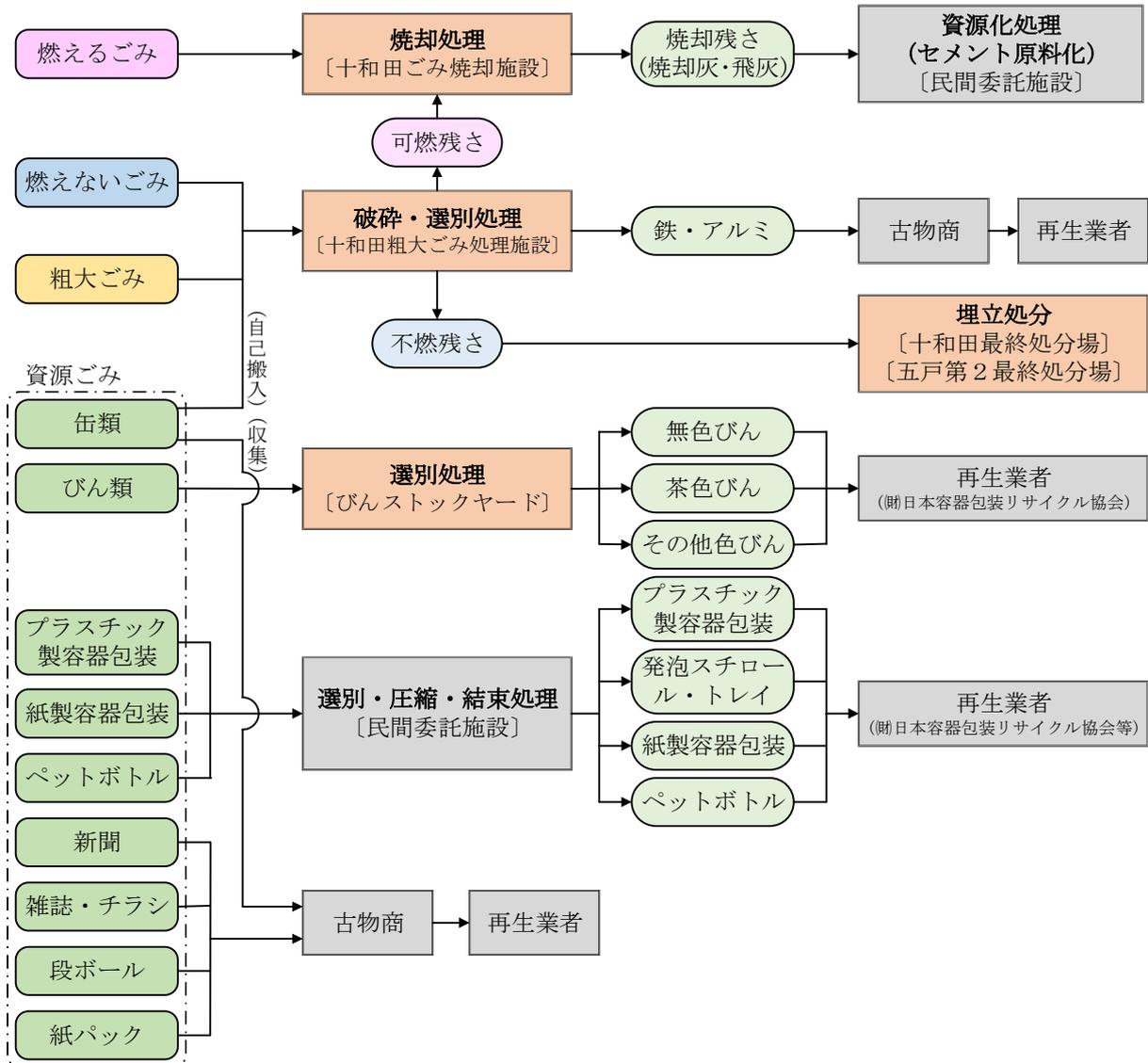


図2-1 ごみ処理フロー

第2節 ごみの排出量及び性状

第1項 ごみ排出量

構成市町村全体の過去5年間(平成28年度～令和2年度)のごみ排出量の実績は、表2-1に示すとおりです。総排出量はほぼ横ばいとなっています。人口は減少傾向にあり、1人1日当たりの排出量で見ると、増加傾向を示しています。令和2年度に929g/人・日となっており、当初計画策定時の平成27年度より24g/人・日増加していることから、排出量の削減が進んでないことが伺えます。ごみの排出抑制やごみそのものの減量化に取り組んでいく必要があります。

また、家庭系ごみと事業系ごみの割合は、ほぼ7：3となっています。

平成27年度値：(38,918t/年+1,025t/年(集団回収))/120,648人/366日=905g/人・日

表2-1 ごみ排出量の実績(構成市町村全体)

			(単位：t/年)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	口	人	120,068	118,910	117,863	116,956	115,844
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	21,766	21,790	21,832	22,426	22,496
	不燃ごみ	t/年	897	874	869	879	925
	粗大ごみ	t/年	770	644	650	805	1,084
	資源ごみ	t/年	3,050	2,951	2,802	2,691	2,774
	集団回収	t/年	1,016	991	928	928	754
	計	t/年	27,499	27,250	27,081	27,729	28,033
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	11,801	12,039	11,781	11,958	10,973
	不燃ごみ	t/年	37	34	33	38	43
	粗大ごみ	t/年	114	72	84	99	118
	資源ごみ	t/年	122	114	115	109	93
	計	t/年	12,074	12,259	12,013	12,204	11,227
合計		t/年	39,573	39,509	39,094	39,933	39,260
原単位		g/人・日	903	910	909	933	929
分別排出によるリサイクル率		%	11.5	11.0	10.9	10.5	10.6
焼却残さを含むリサイクル率		%	22.6	22.1	22.1	21.6	19.0

資料：平成28年度～令和元年度は「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は組合集計値

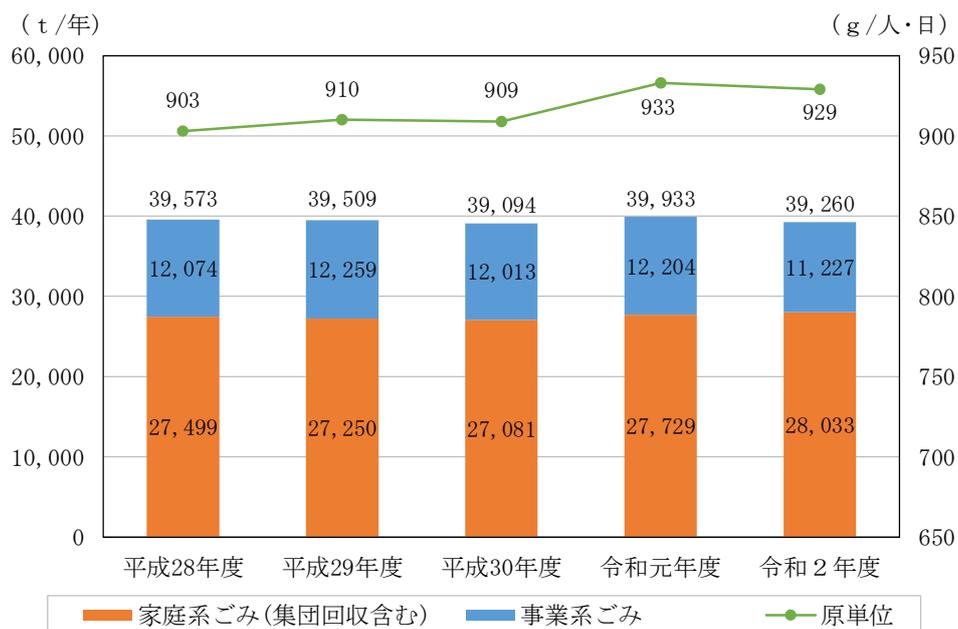


図2-2 ごみ排出量の実績(構成市町村全体)

第2項 燃えるごみの性状

令和2年度のごみ質分析結果【細分類】において、資源化可能なものを整理すると、図2-3に示すとおりとなります。資源化可能な紙類、布類、資源化可能なプラ類は、約18%となっています。

このことから、燃えるごみとして収集されるごみのうち、資源化可能な紙類、布類、資源化可能なプラ類の分別を徹底することにより、燃えるごみの排出量を減らすことができると考えられます。

また、表2-2に示すごみの三成分では、半分以上が水分であることが分かります。水分は、収集・運搬時の負担の増加や焼却処理時の熱効率の低下を招くため、極力減少させることが望まれます。特に、厨芥類（生ごみ）は水分が多いことから、排出段階で厨芥類（生ごみ）の水分をよく切ることが、燃えるごみ排出量の減少に有効だと考えられます。

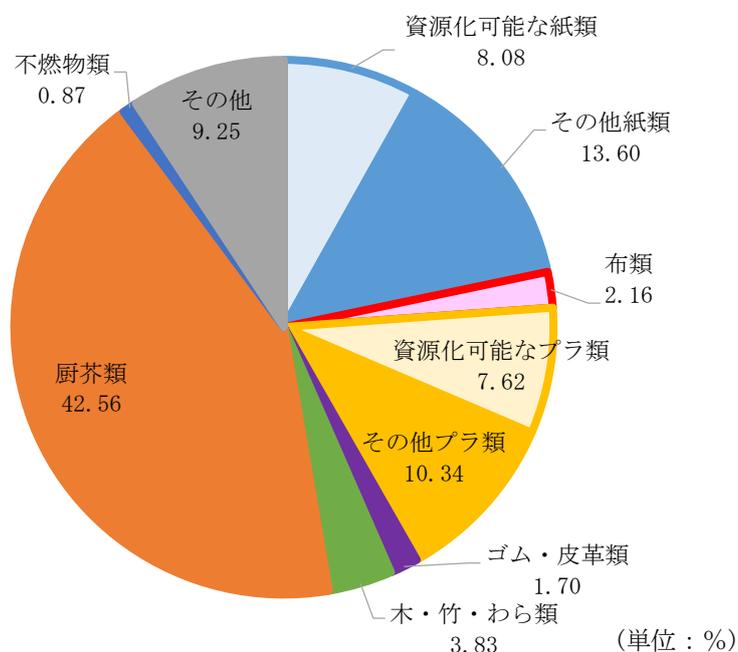


図2-3 ごみ質分析結果〔湿ベース〕(令和2年度)

表2-2 ごみの三成分

(単位: %)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水分	49.2	54.6	54.0	56.5	53.0
可燃分	46.0	40.8	38.0	38.8	40.6
灰分	4.8	4.6	8.0	4.7	6.4

資料：平成28年度～令和元年度は「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は組合集計値

第3節 資源化量等

資源化量及びリサイクル率は、表2-3に示すとおりです。

総資源化量は、減少傾向を示しています。内訳をみると、「分別排出による資源化」は、減少傾向を示していましたが、令和2年度に増加しています。「集団回収」は、減少傾向を示しています。「焼却残さの資源化」は、増加傾向を示していましたが、令和2年度に減少しています。この減少は一時的なものであり、令和3年度以降は、資源化の拡大に努めていきます。

リサイクル率については、「分別排出によるリサイクル率（集団回収含む）」は、緩やかな減少傾向を示しています。「焼却残さを含むリサイクル率」も、減少傾向を示しており、令和2年度に大きく減少しています。

表2-3 資源化量及びリサイクル率（構成市町村全体）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総排出量	39,573	39,509	39,094	39,933	39,260	
資源化量	分別排出による資源化	3,546	3,372	3,339	3,254	3,413
	集団回収	1,016	991	928	928	754
	焼却残さの資源化	4,364	4,373	4,375	4,439	3,274
	計（総資源化量）	8,926	8,736	8,642	8,621	7,441
分別排出によるリサイクル率（集団回収含む）	11.5%	11.0%	10.9%	10.5%	10.6%	
焼却残さを含むリサイクル率	22.6%	22.1%	22.1%	21.6%	19.0%	

資料：平成28年度～令和元年度は「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は組合集計値

[計算式]

$$\begin{aligned} \text{分別排出によるリサイクル率（集団回収含む）} &= (\text{分別排出による資源化} + \text{集団回収}) \div \text{総排出量} \\ \text{焼却残さを含むリサイクル率} &= \text{資源化量の計} \div \text{総排出量} \end{aligned}$$

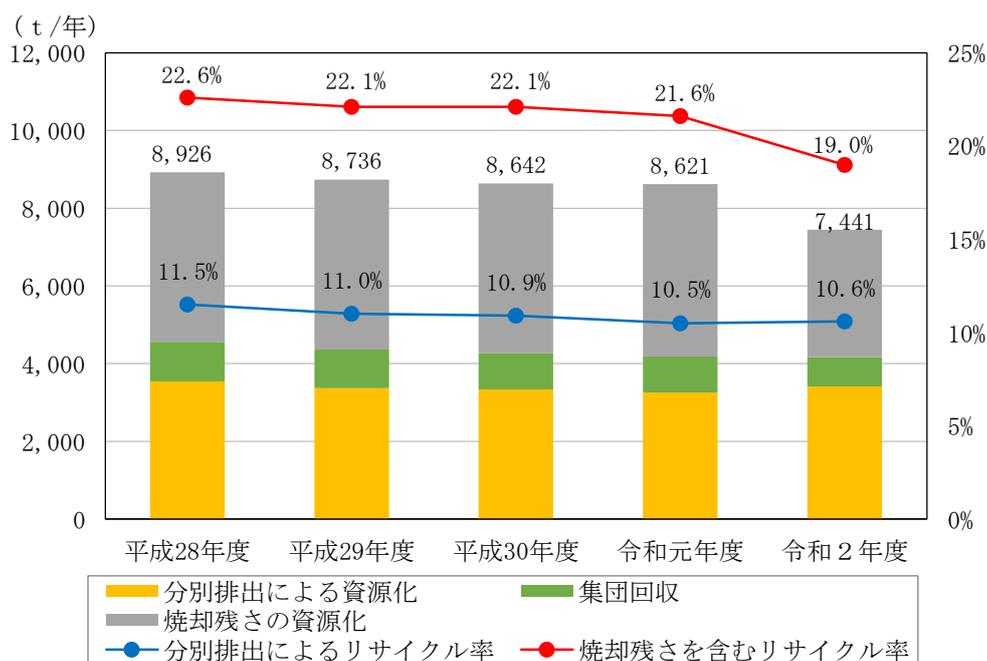


図2-4 資源化量及びリサイクル率の推移

第4節 ごみ処理の実績

第1項 中間処理

構成市町村から発生したごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部資源ごみは、十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設で中間処理を行っています。十和田ごみ焼却施設は昭和59年度竣工、十和田粗大ごみ処理施設は平成8年度竣工と、稼働期間が長く、老朽化が進んでいますが、適切な維持管理を行っています。ごみ焼却施設に関しては、平成12年から平成14年にダイオキシン類対策の改造（排ガス高度処理、灰固形化施設）を行っています。

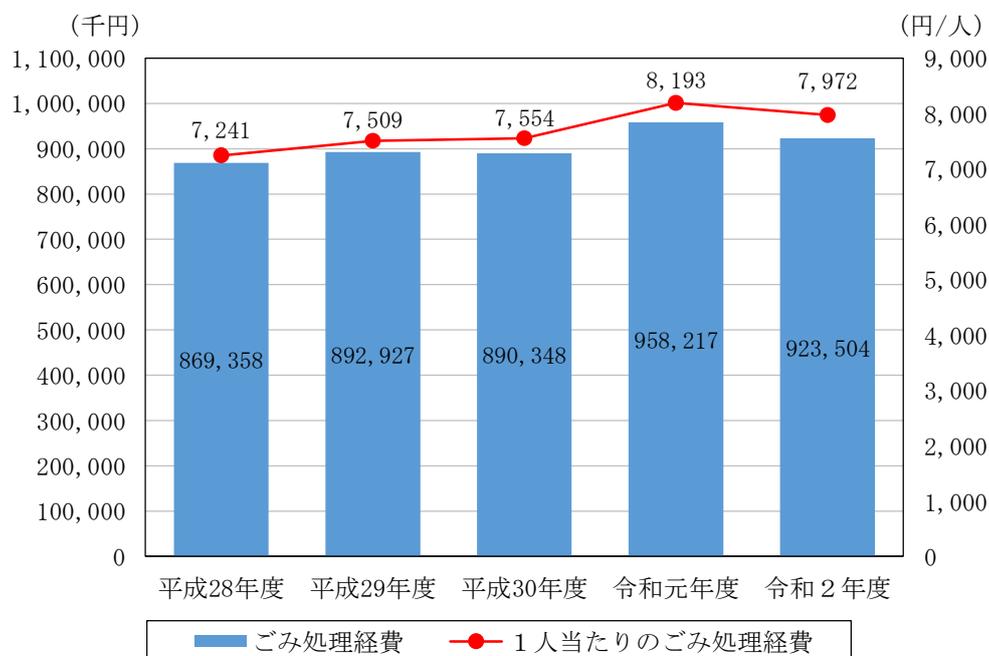
第2項 最終処分

構成市町村から発生したごみを中間処理した後の破碎不燃残さと焼却残さは、埋立処分を行っています。最終処分場は十和田最終処分場及び五戸第2最終処分場の2施設あります。

令和2年度に可燃ごみの一部、焼却灰の一部の埋め立てを行っていましたが、令和3年度以降は、令和元年度以前と同様、焼却残さ（焼却灰・飛灰）の全量セメント原料化に努めていきます。

第5節 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、図2-5に示すとおりです。ごみ処理経費、1人当たりのごみ処理経費ともに増加傾向を示していましたが、令和2年度に減少しており、924百万円、1人当たり約8,000円となっています。



資料：平成28年度～令和元年度は「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は組合集計値

図2-5 ごみ処理経費（構成市町村全体）

第3章 課題の整理

第1節 当初計画の検証

当初計画において、以下に示す目標値を設定しています。

表 ごみの排出抑制及び資源化に関する目標値

		組合現況	組 合 目 標	
		平成 27 年度	中間見直し年度 令和 3 年度	目標年度 令和 8 年度
リサイクル率		22.0%	26%	27%
一人 一 日 当 量	合 計	904.5 g	838 g	795 g
	家庭系ごみ	610.1 g	595 g	580 g
	事業系ごみ	271.2 g	214 g	180 g
	集団回収	23.2 g	29 g	35 g

※リサイクル率(%) = (資源化量+集団回収量) / (ごみ排出量+集団回収量)

※一人一日当たり排出量(原単位)(g/人・日)

= ごみ排出量又は集団回収量 / 行政区域内人口 / 365日又は366日 × 1,000,000

出典:「ごみ処理基本計画」(平成29年2月 十和田地域広域事務組合)のp81

中間見直し年度(令和3年度)と実績(令和2年度)との比較を以下に示します。

リサイクル率は、あと約7ポイント必要です。総資源化量は約1,400t不足しています。達成が難しい状況であり、目標値の見直しを行います。

表3-1 リサイクル率

(単位: t/年)

		中間見直し年度 令和3年度	実績 令和2年度	差 実績値-目標値	評価
ごみ総排出量		34,492	39,260	4,768	△
資 源 化 量	集団回収	1,205	754	-451	△
	直接資源化	1,447	1,131	-316	△
	焼却灰・飛灰のセメント原料化	3,973	3,274	-699	△
	粗大ごみ処理施設の資源化	687	626	-61	△
	資源化施設の資源化	1,554	1,656	102	○
	計	8,866	7,441	-1,425	△
リサイクル率		25.7%	19.0%	-6.7%	△

注) 評価は、ごみは実績値が目標値より多いものを「△(未達成)」、資源は少ないものを「△(未達成)」とします。

1人1日当たり排出量は、家庭系ごみで50gの削減、事業系ごみで52gの削減が必要です。ごみ排出量の削減に向け、住民・事業者に対し、ごみに対する意識の向上を図っていく必要があります。

表3-2 1人1日当たり排出量の目標値及び実績値

		中間見直し年度 令和3年度	実績 令和2年度	差 実績値-目標値	評価
合 計		838 g	929 g	91 g	△
家庭系ごみ		595 g	645 g	50 g	△
事業系ごみ		214 g	266 g	52 g	△
集団回収		29 g	18 g	-11 g	△

注) 評価は、ごみは実績値が目標値より多いものを「△(未達成)」、集団回収は少ないものを「△(未達成)」とします。

第1項 収集・運搬計画の検証

ごみの収集頻度は、基本的に現行を継続するものとしますが、プラスチック製容器包装は、将来の排出量等から、収集回数の見直しを検討します。

当初計画	現況
ごみ分別区分及び収集頻度	
<p>ごみ分別区分は4種12分別の継続、収集頻度も現行体制の継続を基本とします。令和3年度に中間処理の状況や法改正等も考慮し、検討を行います。</p> <p>① 燃えるごみ…週2回 ② 燃えないごみ…月1回 ③ 粗大ごみ…市町村別 ④ 資源ごみ ④-1 缶…月1回 ④-2 びん…月1回 ④-3 新聞…月1回 ④-4 段ボール…月1回 ④-5 雑誌・チラシ…月1回 ④-6 紙パック…月1回 ④-7 紙製容器包装…月1回 ④-8 ペットボトル…月2回 ④-9 プラスチック製容器包装（発泡スチロールトレイ含む）…月2回</p>	<p>缶、紙類、プラスチック製容器包装以外（3品目は次項目で整理）のごみ及び資源ごみに関して、収集頻度の見直しが必要と思われるものはありません。</p>
収集運搬体制	
<p>水銀含有廃棄物について、収集体制及び処理（委託含む）の検討を行います。</p>	<p>水銀含有廃棄物が量的に少なくなっており、収集体制等の見直しは必要と思われません。</p>
収集品目、収集頻度の見直し	
<p>缶類や紙類は集団回収や拠点回収に移行していき、組合による収集量は減少するものと考えられます。効率的な収集運搬を行う為に、収集頻度の見直しが必要です。</p>	<p>缶類や紙類の集団回収・拠点回収への移行が確認されていないため、収集頻度は現行を継続していきます。</p>
<p>プラスチック製容器包装は、収集回数の多い燃えるごみ等に混入している恐れがあり、収集頻度の検討を行います。</p>	<p>可燃ごみに約7.6%[R2]混入しており、約1,700tに相当します。 収集頻度の見直しについて、慎重に検討する必要があります。</p>

第2項 中間処理計画の検証

ごみの中間処理は、適正処理を行っており、今後も現行処理を継続していきます。使用済小型電子機器等については、リサイクルシステムの構築を検討していきます。

当初計画	現況
<p>ごみの中間処理については、現行処理を継続します。</p> <p>①燃えるごみ…全量焼却処理 ②燃えないごみ…全量破碎・選別処理 ③粗大ごみ…全量破碎・選別処理 ④資源ごみ…全量リサイクル</p>	<p>全ごみ及び資源ごみに関し、適正処理を実施しています。</p>
<p>使用済小型電子機器等のリサイクルシステムの構築について検討します。</p>	<p>市町村では、公共施設等において回収ボックスの設置等により、使用済小型電子機器等を積極的に回収しています。</p> <p>組合に搬入された使用済小型電子機器等については、リサイクルシステムの構築を検討する必要があります。</p>

第3項 最終処分計画の検証

最終処分場は、適切な維持管理に努めていきます。

当初計画	現況
<p>焼却灰、飛灰の資源化処理により延命化を図るとともに、現有施設の適切な維持管理に努めます。</p>	<p>令和2年度は焼却灰を埋め立てたため、焼却灰・飛灰の資源化量が一時減少しましたが、焼却灰・飛灰の資源化拡大と適切な維持管理に努めていきます。</p>

第4項 ごみ処理施設整備の検証

中間処理施設（十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設）は、老朽化が進んでいますが、適切な維持管理が行われ、適正な処理が行われています。

十和田最終処分場は、残余容量が少なく、埋立完了も見据えた計画が必要です。

当初計画	現況
中間処理施設	
<p>①燃えるごみ：十和田ごみ焼却施設の適切な維持管理と長寿命化計画等の検討 ②燃えないごみ・粗大ごみ・資源ごみ：十和田粗大ごみ処理施設の適切な維持管理と長寿命化計画等の検討</p>	<p>平成30年3月に両施設の長寿命化総合計画を策定しており、延命化への対応を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田ごみ焼却施設は、新たな施設が稼働するまで、計画的な補修整備を実施し、施設機能を保持していく。 ・十和田粗大ごみ処理施設は、施設稼働継続のために、今後とも適正な維持管理のもとに、施設機能を保持していく。
最終処分場	
<p>十和田最終処分場、五戸第2最終処分場とも適切な維持管理を継続し、長期にわたり安定した最終処分場を確保します。</p>	<p>両施設とも埋立完了時期は、令和14年となっていますが、十和田最終処分場の残余容量は少なくなっています。</p>

第5項 その他の計画の検証

当初計画	現況
災害廃棄物処理計画	
構成市町村が定める災害廃棄物処理計画に基づき、組合の災害廃棄物処理計画を策定します。	構成市町村では災害廃棄物処理計画を策定していません。

第2節 ごみ処理の評価

ごみ処理の評価は、構成市町村全体を1団体と仮定し、比較する類型団体は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表に準拠し行います。平成30年度における類型団体は、類型Ⅲ-1*に該当し、21市です。

類型団体平均との比較結果は、表3-3に示すとおりです。「廃棄物からの資源回収率」は劣っていますが、「最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は、優れています（図3-1参照）。

ごみ排出量に関しては、類型団体に比べて極端に劣ってはいませんが、資源回収率が低く、ごみの減量化、資源化の拡大に努めていく必要があります。

*人口：100,000人～150,000人未満、産業：第2次・第3次産業90%未満かつ3次産業55%以上

表3-3 類型団体平均との比較結果（令和元年度）

	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
組合全体	935	10.5	1.2	8,193	23,185
類型団体平均	924	14.8	8.3	10,637	32,727

注) 資源回収率は、固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除いています。

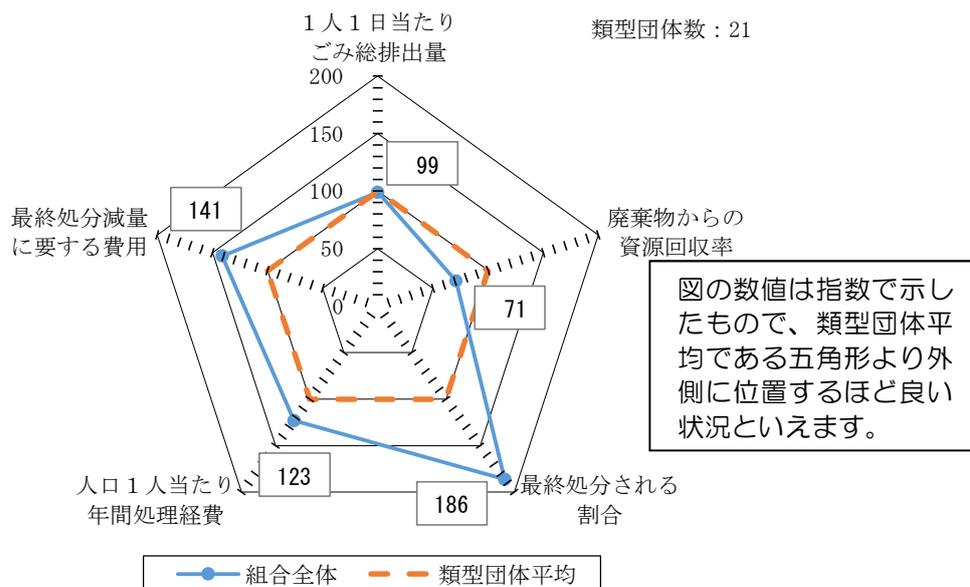


図3-1 類型団体平均との比較結果（令和元年度）

第3節 課題の抽出

第1項 排出抑制・資源化に関する課題

- ・ごみ総排出量は、ほぼ横ばいを示していますが、1人1日当たりの排出量は増加傾向を示しています（表2-1 参照）。構成市町村では、マイバッグ持参の推奨や食品ロス削減の啓発等を行っていますが、さらなる減量化に向け、ごみの排出抑制や資源化を図っていく必要があります。
- ・生ごみは排出量が多く、水分量も多いことから、可燃ごみの約半分を占める生ごみの削減に取り組んでいく必要があります。
- ・「焼却残さを含むリサイクル率」は約20%と比較的高い値を示していますが、「分別排出によるリサイクル率（集団回収含む）」は、類型団体平均より約4ポイント低い値を示しており（表3-3 参照）、資源化の拡大に努めていく必要があります。
- ・ごみの中に資源ごみや不燃物類の混入がみられるため（図2-3 参照）、分別徹底に努めていく必要があります。
- ・ごみのリユースに関する取組が十分に行われておらず、新たな取組を検討していく必要があります。
- ・本地域は、高齢化が進んでおり、使用済紙おむつ排出量の増加が懸念されます。環境省において再生利用等のガイドラインが策定されており、本地域においては、先進事例等を調査・研究し、再生利用等に向け取り組んでいく必要があります。

第2項 収集・運搬に関する課題

- ・収集サービスが低下しないよう、今までの収集体制を維持していく必要があります。

第3項 中間処理に関する課題

- ・十和田ごみ焼却施設は大規模改修後19年、また、十和田粗大ごみ処理施設は竣工後24年が経過し、各設備・機器の劣化の進行が認められるため、今後も適正な維持管理のもとに、施設機能を保持していくことが望まれます。

第4項 最終処分に関する課題

- ・十和田最終処分場及び五戸第2最終処分場の埋立完了時期は、令和14年となっています。しかし、十和田最終処分場は残余容量が少なく、本計画期間内に埋立完了に向けた計画を立てる必要があります。

第5項 その他の課題

- ・1人当たりの処理経費は、類似団体平均より下回っており（表3-3 参照）、ごみ処理経費も令和元年度から2年度にかけて減少していますが（図2-5 参照）、今後、設備の老朽化による費用負担の増大も考えられます。現処理施設を長く使うためにも、ごみそのものの発生・排出抑制が必要であり、住民や事業者のごみに対する意識の向上を図っていく必要があります。

第4章 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

第1節 予測方法

「第2章 第2節 ごみの排出量及び性状」で整理したごみ排出量を基に、ごみ発生量の予測を行います。ごみ発生量及び処理量の予測は、図4-1に従って算定します。

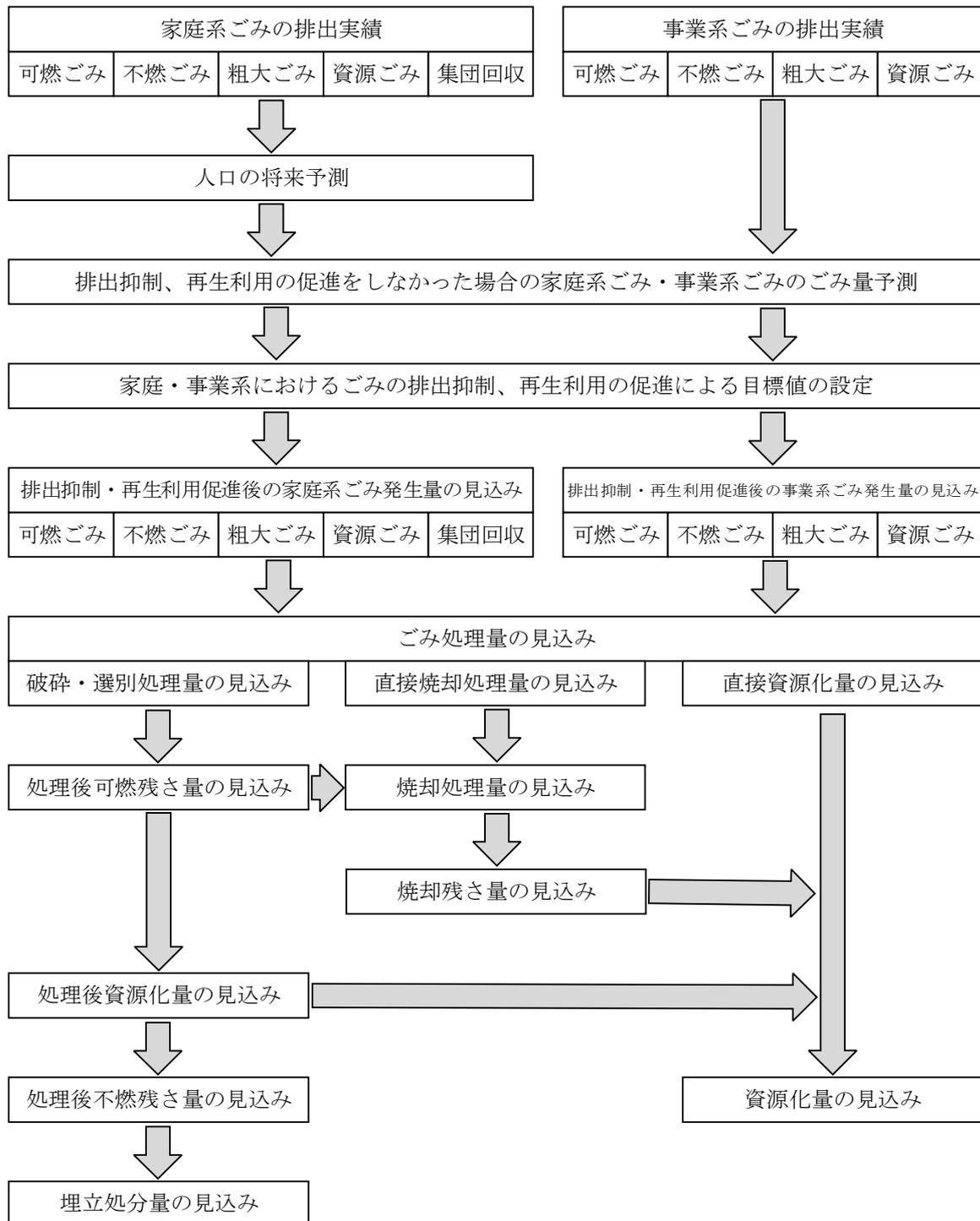


図4-1 ごみ発生量及び処理量の予測フロー

第2節 将来人口

将来人口は、表4-1に示すまち・ひと・創生法に基づく、人口ビジョンの値を踏襲するものとします。各年度間は直線補間とし、令和8年度までの将来人口を設定します。その結果は、図4-2に示す予測となります。

表4-1 各市町村の人口ビジョン

	実績					将来				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
十和田市	63,014	62,372	61,768	61,158	60,485	58,534	56,174	53,897		
六戸町	10,992	10,977	11,024	11,045	10,950				8,867	
おいらせ町	25,339	25,254	25,178	25,225	25,282	23,959	23,725	23,291		
五戸町	18,053	17,708	17,374	17,084	16,761	15,348	14,455	13,595		
新郷村	2,670	2,599	2,519	2,444	2,366	2,029	1,810	1,607		

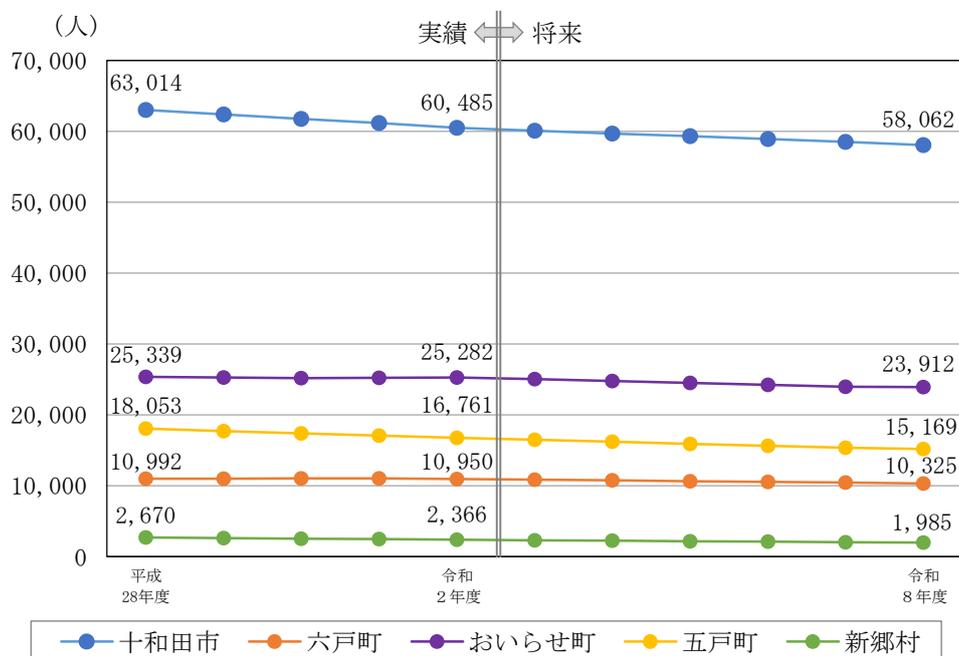


図4-2 人口の推移

第3節 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ここでは新たな施策等を行わず、現状施策を維持した場合のごみ排出量予測を整理します。

構成市町村全体のごみ発生量の将来予測（施策現状維持の場合）は、表4-2に示すとおりです。

将来のごみ総発生量は、減少傾向を示しています。原単位（1人1日当たりの排出量）は、ごみ総発生量の減少の方が、人口減少より緩やかであるため、微増傾向を示しています。

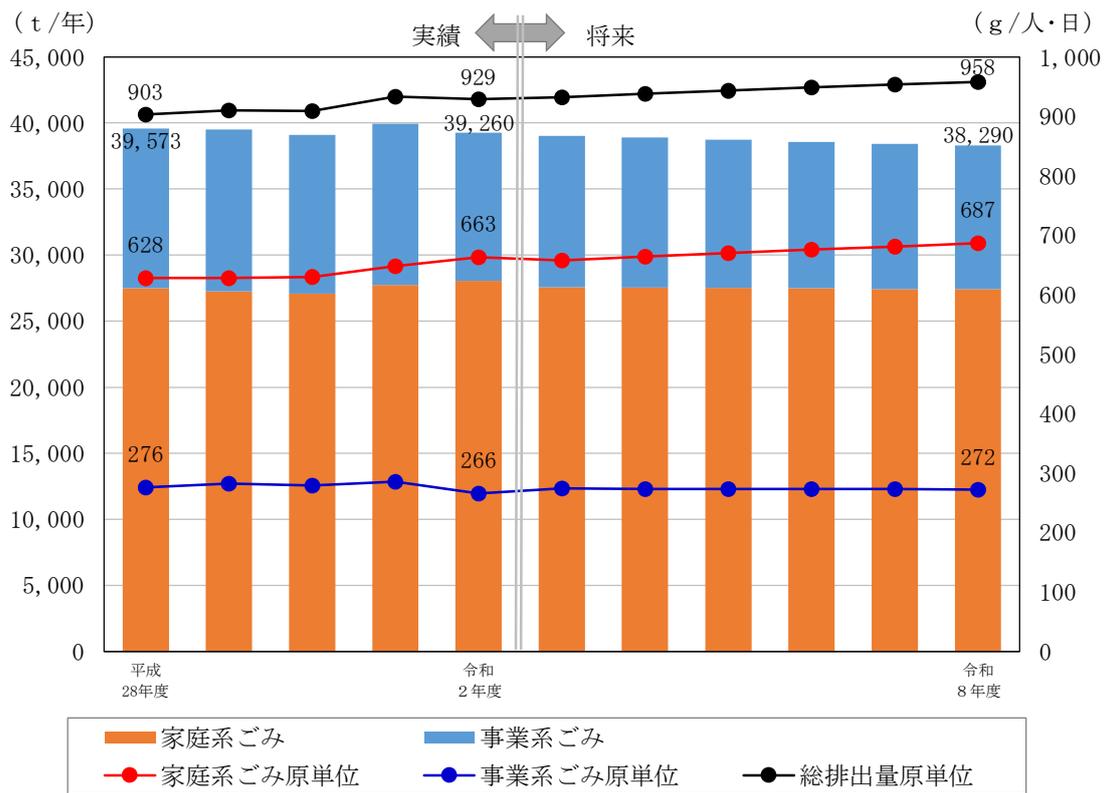
家庭系ごみ、事業系ごみの原単位は図4-3より、令和8年度*に現状より家庭系ごみ原単位は24g/人・日の増加、事業系ごみは6g/人・日の増加の予測となります。

*今回計画するごみ処理基本計画の目標年度です。

表4-2 ごみ発生量の将来予測（施策現状維持の場合）（構成市町村全体）

			実績		目標年度		
			令和2年度	令和8年度	令和2年度	令和8年度	
人 口		人	115,844	109,453			
排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	22,496	22,795		
		不燃ごみ	t/年	925	897		
		粗大ごみ	t/年	1,084	757		
		資源ごみ	t/年	2,774	2,382		
		集団回収	t/年	754	601		
		計	t/年	28,033	27,432		
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	10,973	10,600		
		不燃ごみ	t/年	43	53		
		粗大ごみ	t/年	118	125		
		資源ごみ	t/年	93	80		
		計	t/年	11,227	10,858		
総 計		t/年	39,260	38,290			
原単位	家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	532.0	570.6		
		不燃ごみ	g/人・日	21.9	22.5		
		粗大ごみ	g/人・日	25.6	18.9		
		資源ごみ	g/人・日	65.6	59.6		
		集団回収	g/人・日	17.8	15.0		
		計	g/人・日	663.0	686.7		
	事業系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	259.5	265.3		
		不燃ごみ	g/人・日	1.0	1.3		
		粗大ごみ	g/人・日	2.8	3.1		
		資源ごみ	g/人・日	2.2	2.0		
		計	g/人・日	265.5	271.8		
総 計		g/人・日	928.5	958.4			

注) 端数処理により、収支が一致しない場合があります。



注) 端数処理により、収支が一致しない場合があります。

図4-3 ごみ発生量の将来予測 (施策現状維持の場合) (構成市町村全体)

第5章 目標値の設定

本計画での目標値は、前記の排出抑制等を積み上げた結果、表5-1に示すように設定します。

- リサイクル率は、現状より3.8ポイントアップの22.8%を目指します。
- 1人1日当たり排出量（合計）は、国や県の目標値の中間値、901gを目指します。
- 1人1日当たり排出量（家庭系ごみ）は、650gを目指します。
- 1人1日当たり排出量（事業系ごみ）は、251gを目指します。

表5-1 目標値

		現状	目標年度
		令和2年度	令和8年度
リサイクル率		19.0%	22.8%
1人1日 排出 当量	合計	928.5g	901g
	家庭系ごみ	663.0g	650g
	事業系ごみ	265.5g	251g

注) 家庭系ごみに集団回収含む。

[参考]

国の基本方針	循環型社会形成推進地域計画	青森県循環型社会形成推進地域計画
令和2年度	令和7年度	令和7年度
約27%		34.0%
	約850g	940g
		640g
		300g

第 6 章 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

構成市町村全体のごみ発生量の将来予測（目標達成時の場合）は、表 6-1 に示すとおりです。

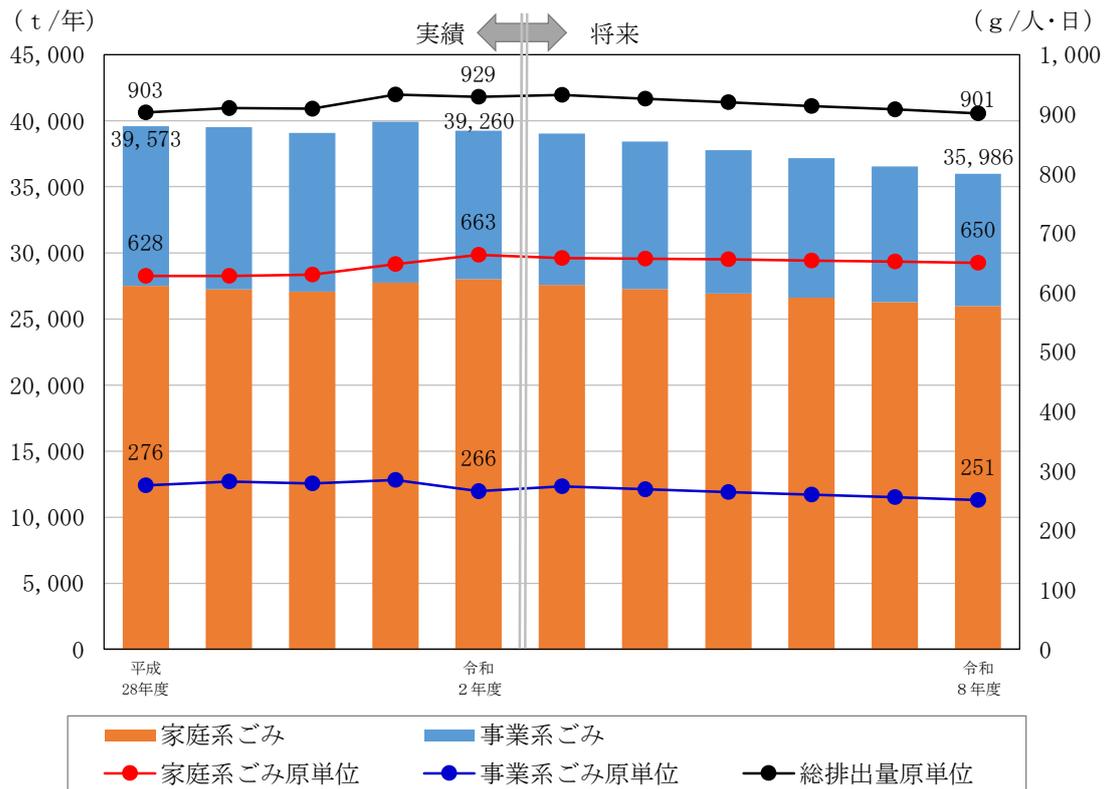
将来のごみ総発生量は、減少傾向を示しています。原単位も、減少傾向を示しています。家庭系ごみ、事業系ごみの原単位は図 6-1 より、令和 8 年度に現状より家庭系ごみ原単位は 13 g/人・日の減少、事業系ごみは 15 g/人・日の減少の予測となります。

令和 8 年度において、ごみ発生量の将来予測（施策現状維持の場合）（p 16 の図 4-3 参照）より、ごみ総発生量は 2,304 t/年の減少、原単位（1 人 1 日当たりの排出量）は 57 g の減少の予測となります。

表 6-1 ごみ発生量の将来予測（目標達成時の場合）（構成市町村全体）

				実績		目標年度	
				令和 2 年度		令和 8 年度	
人 口		人		115,844		109,453	
排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	22,496		20,981	
		不燃ごみ	t/年	925		897	
		粗大ごみ	t/年	1,084		757	
		資源ごみ	t/年	2,774		2,740	
		集団回収	t/年	754		601	
		計	t/年	28,033		25,976	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	10,973		9,752	
		不燃ごみ	t/年	43		53	
		粗大ごみ	t/年	118		125	
		資源ごみ	t/年	93		80	
		計	t/年	11,227		10,010	
総 計		t/年		39,260		35,986	
原単位	家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	532.0		525.2	
		不燃ごみ	g/人・日	21.9		22.5	
		粗大ごみ	g/人・日	25.6		18.9	
		資源ごみ	g/人・日	65.6		68.6	
		集団回収	g/人・日	17.8		15.0	
		計	g/人・日	663.0		650.2	
	事業系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	259.5		244.1	
		不燃ごみ	g/人・日	1.0		1.3	
		粗大ごみ	g/人・日	2.8		3.1	
		資源ごみ	g/人・日	2.2		2.0	
		計	g/人・日	265.5		250.6	
総 計		g/人・日		928.5		900.8	

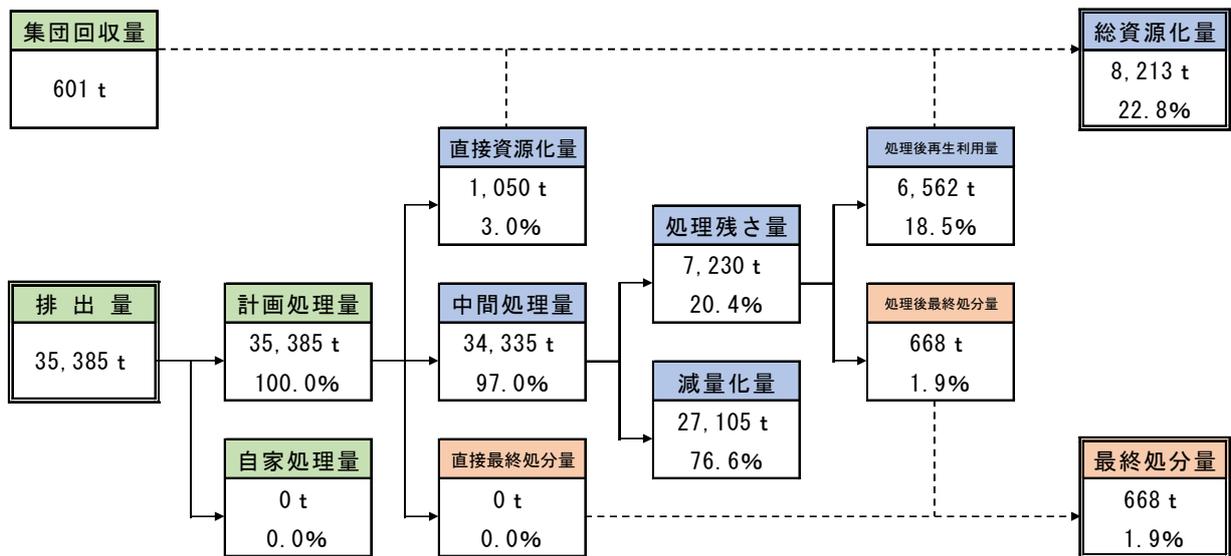
注) 端数処理により、収支が一致しない場合があります。



注) 端数処理により、収支が一致しない場合があります。

図6-1 ごみ発生量の将来予測(目標達成時の場合)(構成市町村全体)

図6-2は、目標達成時の場合のごみ処理フローを示します。



注1) 各割合は排出量に対する重要比を表す。

注2) 総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する重量比を表す。

図6-2 目標達成時の場合のごみ処理フロー(令和8年度)

第7章 ごみの排出抑制・資源化等の施策

第1節 基本方針

本計画は当初計画の見直しであり、当初計画の基本方針を踏襲するものとします。

優先順位①「ごみの発生抑制と減量化の推進」

優先順位②「リサイクルの推進」

優先順位③「適正処理の推進」

また、住民、事業者、構成市町村、そして組合がそれぞれの役割分担と責務を持って具体的な行動を執り行うことにより、循環型社会の形成を目指します。

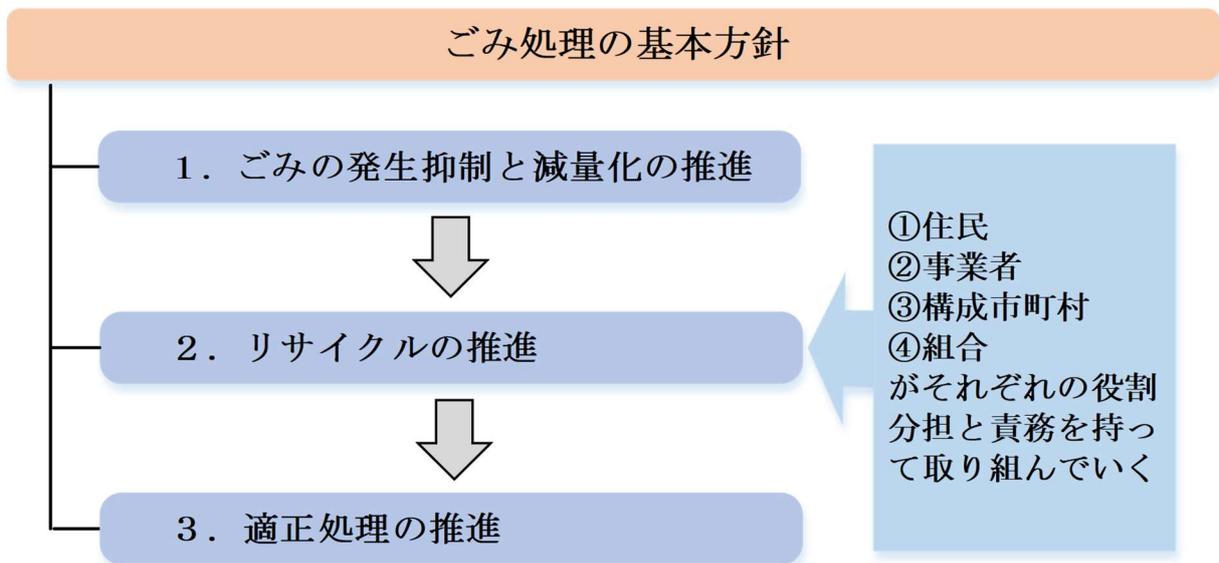


図7-1 基本方針の概念

第2節 住民・事業者・行政（構成市町村及び組合）の役割

基本方針の実現に向けた住民、事業者、行政（構成市町村及び組合）それぞれの役割を整理します。

第1項 住民の役割

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食材を「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ひとしぼりする「水きり」を推進し、生ごみの排出抑制に努める。 ・捨てるしかない生ごみを堆肥化する等、生ごみの排出抑制に努める。 ・消費期限・賞味期限*の理解を深める。 *賞味期限は美味しく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられる。 ・マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を抑制する。 ・ワンウェイ容器よりも詰め替え商品の使用に努める。 ・ものをすぐに捨てるのではなく、修理するなどして、長く使用するよう努める。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装やペットボトルは資源化されるよう、適正排出に努める。 ・町内会等が行う資源の集団回収へ積極的に参加する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住人同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理する。

【重点施策】

- ・生ごみの3キリ運動を推進し、生ごみの削減を行う。
- ・「ごみの出し方」をよく理解し、分別ルールを厳守し、分別排出を徹底する。

第2項 事業者の役割

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの自己処理に取り組む。なお、資源物に関しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努める。 ・多量排出事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・資源化に努める。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄されないよう、事業所・所有地周辺を適正に管理し、また自らもしない。

【重点施策】

- ・オフィス町内会への参加により、紙ごみ排出量の削減とリサイクルを推進する。

第3項 市町村の役割

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、広報誌等でごみ減量化に関する情報提供を行い、減量化の必要性を理解してもらう。 ・ 住民・事業者に対して生ごみの自己処理・水切りについて減量化への有効性を理解してもらう。 ・ 3010 運動*を推奨する。 *3010 運動とは、宴会時の最初の 30 分と最後の 10 分は自席で料理を楽しむ運動である。 ・ ごみ減量等に関する勉強会や説明会を開催する。 ・ リユースを推進するために、フリーマーケット等のイベントを開催する。 ・ 家具等のリユースに向け、譲ります・もらいます等の掲示板設置を検討する。 ・ 地域の実情に合ったごみの発生抑制と減量化を推進するため、各市町村はごみ処理基本計画を策定する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、広報誌、イベント等で住民・事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。 ・ 集団回収や拠点回収など、資源ごみの回収品目別に、効率的なりサイクルルートの確立を検討する。 ・ 地域の実情に合ったリサイクルを推進するため、各市町村はごみ処理基本計画を策定する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対してごみの適正排出・適正処理に対する環境教育、広報啓発等を行う。 ・ 適正処理に向け、ごみステーションで分別指導を行っていく。 ・ 事業ごみの適正排出、資源化を含めた適正処理に向けた広報啓発に努める。 ・ 医療関係者に対して在宅医療廃棄物に対する関係者の役割と協働について意思疎通を図る。 ・ 家庭ごみ処理の有料化を検討する。ごみや資源に対する意識の向上を図るためにも、ごみの排出量に応じた費用負担をする有料化の調査・研究を行う。

【重点施策】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の実情に合ったごみ処理基本計画を策定し、本計画で定める目標の達成に努める。 ・ ごみの発生抑制やリサイクル等の広報啓発の充実に努める。 ・ 「ごみの出し方」の意味を住民に理解してもらう。

第4項 組合の役割

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市町村に対してごみ排出量、ごみ性状等の情報を提供し、ごみの減量化に協力する。 ・紙ごみの受入制限を検討する。 ・ごみ処理手数料の見直しを検討する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・処理による金属回収、資源ごみの資源化を行う。 ・焼却残さのリサイクルを継続する。 ・使用済紙おむつの再生利用等の調査・研究を行う。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集・運搬体制を検討する。 ・焼却処理及び破碎選別による減量化に努める。 ・搬入から処理・処分に至るまでの適正な運営と維持管理に努める。 ・家庭ごみ処理の有料化を検討する。ごみや資源に対する意識の向上を図るためにも、ごみの排出量に応じた費用負担をする有料化の調査・研究を行う。

【重点施策】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正管理を行うことと同時に、適正処理を継続する。 ・計画の進捗状況、達成状況等を確認して、状況に応じて必要な措置を行う。 |
|---|

第8章 基本計画

第1節 将来のごみ分別区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、表8-1に示すように基本的に現状どおりとします。資源ごみの分別区分も、分別徹底による回収量の拡大を目指すものとし、当面は区分変更を行わないものとします。ただし、必要に応じて分別区分を適宜見直していきます。

表8-1 将来のごみ分別区分

分別区分		内 容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品（玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等）、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック類（食用油、マヨネーズ、歯磨きチューブ、化粧品、レトルトパック）、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちない瓶・ガラス容器（化粧品の瓶、塗り薬）	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、食器棚、自転車	
資源ごみ	缶	  のついているもの 王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	紙	紙製容器包装	 のついているもの
		紙パック	紙パック
		段ボール	段ボール
		新聞	新聞
		雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、コピー用紙
	プラスチック	プラスチック製容器包装	 のついているもの
ペットボトル		 のついているもの	

第2節 ごみの適正処理計画

第1項 収集・運搬計画

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施を図っていきます。

収集運搬は、基本的に現行の収集運搬体制を継続して実施していきます。資源ごみに関しても、現行の収集運搬体制を継続していくものとします。

表8-2 家庭ごみの収集運搬体制

種 別		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		市町村別の月の収集回数	有料予約制による戸別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資源ごみ	缶類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	紙類	新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
	プラスチック類	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
プラスチック製容器包装		月2回	ステーション方式	指定ごみ袋	

第2項 中間処理計画

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺的生活環境や事業活動に支障が生じることがないよう、適切な維持管理を継続していきます。

第3項 最終処分計画

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの（残さ）を無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めていきます。

焼却残さ（焼却灰・飛灰）の資源化処理により、最終処分場の利用期間の延命化を図り、環境負荷を軽減し、最終処分体制の保持に努めていきます。

第3節 ごみ処理施設の整備計画

第1項 中間処理施設の整備計画

十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設は、各設備・機器の劣化の進行が認められますが、今後も適正な維持管理のもとに、長寿命化計画に基づいた維持管理

を行い、施設機能を保持していきます。

第2項 最終処分場の整備計画

十和田最終処分場及び五戸第2最終処分場の埋立完了時期は、令和14年となっておりますが、十和田最終処分場は残余容量が少なく、埋立完了に向けた計画を立てます。

第4節 その他の計画

第1項 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可については、現状の対応を継続します。

原則として新規の許可は行わないことを基本としますが、ごみ排出状況の変動、ごみの減量化や資源化の推進等の観点から必要に応じて検討するものとし、その詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

第2項 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみ処理の有料化は、将来のごみ発生量（施策現状維持の場合）が増加傾向を示すと予測されることから、ごみ減量化の意識が働くよう、実施に向け検討を行っていきます。

第3項 事業系ごみ処理料金の見直し

事業系ごみの処理手数料等は、ごみ減量化やごみ処理経費の負担の適正化を図るため、適正なごみ処理手数料への見直しを検討していきます。

第4項 災害廃棄物処理計画

構成市町村が定める災害廃棄物処理計画に基づき、組合の災害廃棄物処理計画を策定します。